

第1章 計画の策定にあたって

国の動向
計画の趣旨
計画の位置づけ
期間
計画の策定体制

1 国の動向

近年、わが国においては、急速な少子化の進行、核家族化や高齢化、また地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域での子育て力が低下しているといわれています。

急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、核家族化の進行、都市化の進展、就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中、国においては、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成させる環境を整備するため、平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取組を進めてきました。

さらに平成 22 年 1 月には「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、「子ども・子育て新システム」の検討がはじまり、平成 24 年 8 月には「子ども・子育て関連 3 法」が制定されたところです。

これらの法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年度（2015 年度）から本格的にスタートするにあたり、市町村は質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、「奄美市子ども・子育て支援事業計画」を策定することになりました。

子ども・子育て支援新制度について

子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て関連3法「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」に基づき策定されたものであり、平成27年4月より施行されます。

新制度では、社会全体での費用負担を行いながら、市町村が実施主体となり、それぞれの地域の特性やニーズに即して、より柔軟な制度運用・サービス提供を行うことで、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」に取り組んでいくこととなります。

子ども・子育て関連3法

- ①子ども・子育て支援法
- ②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
- ③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

◆主なポイント

- ①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- ②認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
- ③地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実
- ④市町村が実施主体
- ⑤社会全体による費用負担
- ⑥政府の推進体制
- ⑦子ども・子育て会議の設置

新制度の取り組み内容

1. 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

- 幼稚園と保育所の良さをあわせ持つ【認定こども園】の普及を進めます。

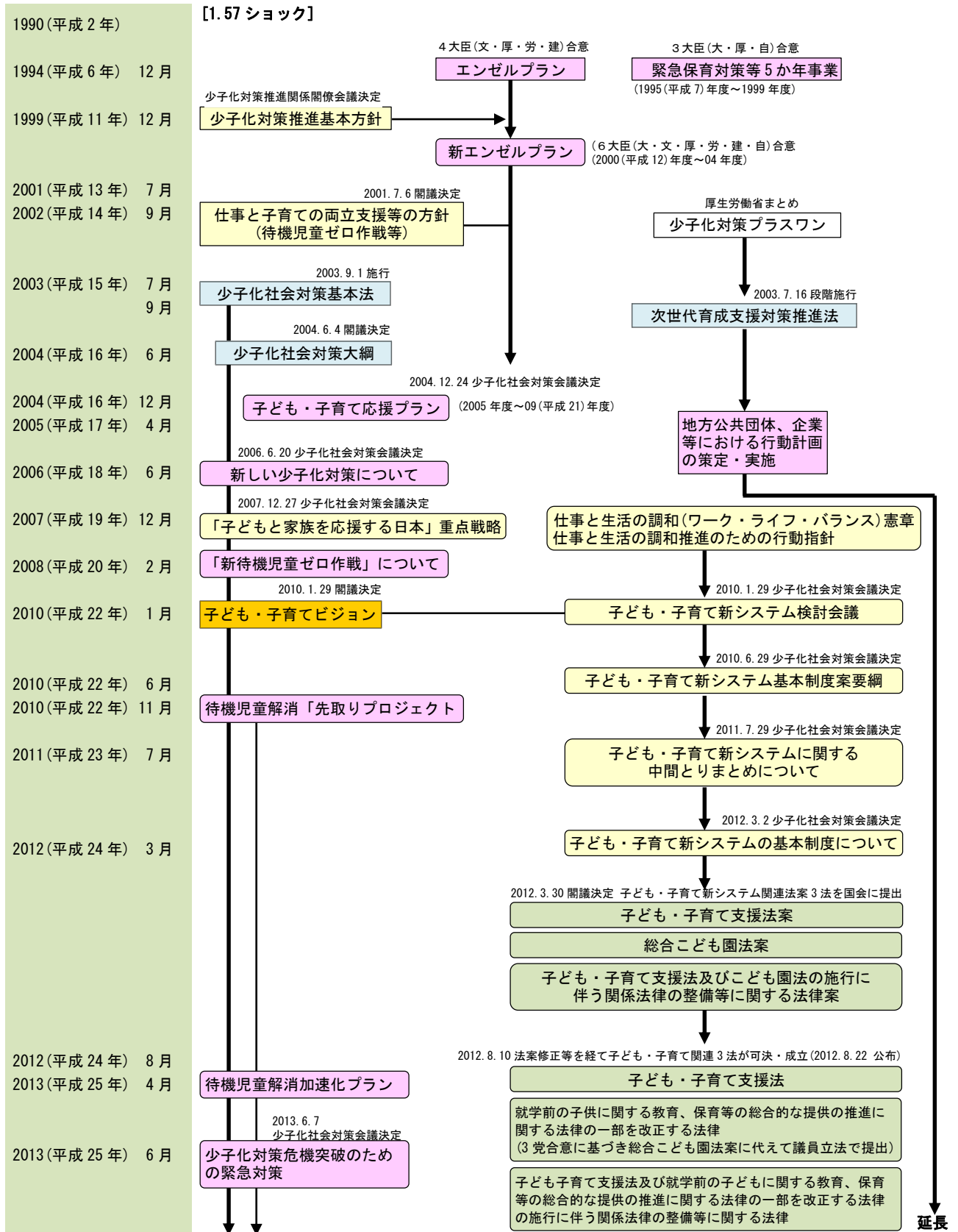
2. 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

- 市町村は、待機児童解消を計画的に進め、国もこれを支援します。
- 新たに、少人数の子どもを預かる保育などへの財政支援を行います。
- 身近な地域での保育機能を確保します。
- 地域の多様な保育ニーズに対応します。

3. 地域の子ども・子育て支援の充実

- 地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させます。

これまでの少子化対策



出所：内閣府資料

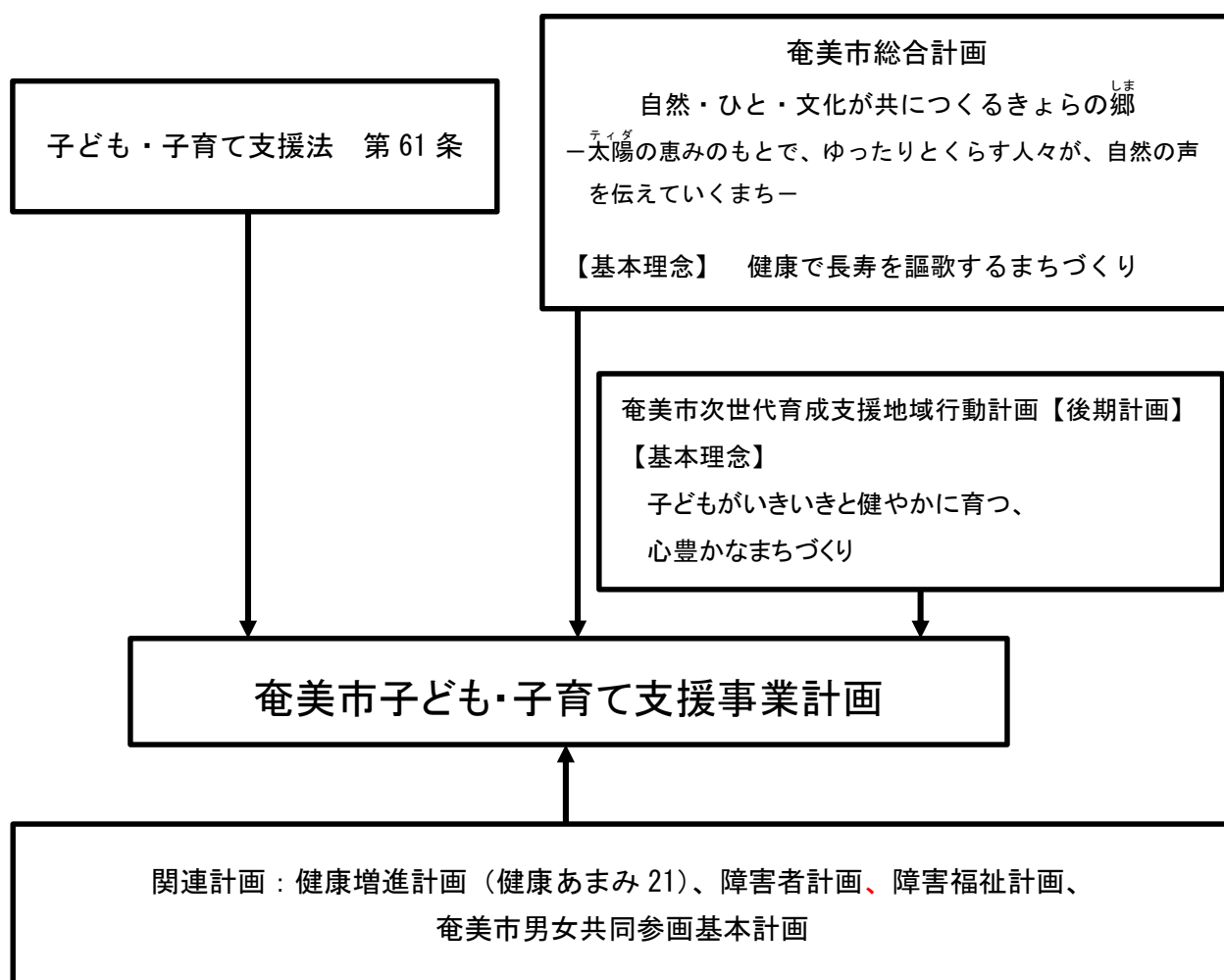
2 計画の趣旨

奄美市は、平成22年3月に「奄美市次世代育成支援地域行動計画【後期計画】」を策定し、次代を担う子どもを養育する子育て家庭への支援に計画的・総合的に取り組むための施策を展開してきました。

今日の子ども・子育てを取り巻く環境の変化は大きく、抜本的な制度改革が求められており、平成27年4月から、わが国の子ども・子育て支援は新制度に移行することとなりました。「奄美市子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）に基づく新たな子ども・子育て支援制度の下で、教育・保育・子育て支援の充実を図り、計画的に給付・事業を実施するために策定するものです。

3 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づき、「奄美市総合計画」、「奄美市次世代育成支援地域行動計画<後期計画>」及び各種関連計画と整合を図りながら、すべての子ども・子育て家庭を対象として、本市が今後進めていく教育・保育・子育て支援施策を計画的に実施するために定めたものです。



4 期間

本計画は、平成 26 年度に計画を策定し、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間における、本市の子ども・子育て支援給付にかかる教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保などを定めることにより、市民の協力や事業者の参画を得ながら、子ども・子育て支援の充実をめざすものです。

計画期間

区 分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
次世代育成支援対策推進法 による市町村行動計画	奄美市次世代育成支援行動計画 【後期計画】					奄美市 子ども・子育て 支援事業計画				
子ども・子育て支援法による 市町村子ども・子育て支援事業計画					計画 策定					



5 計画の策定体制

本計画は、「子ども・子育て支援法」第77条の規定に基づく「奄美市子ども・子育て会議」にて計9回の会議を開催し策定しました。

同会議では、本市の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等の利用の現状分析と今後の利用希望調査（ニーズ調査）の実施結果等を基に、奄美市の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項（本計画に掲げる事項）及び施策の実施状況（計画の進捗管理）について調査・審議しました。

（1）ニーズ調査の実施

本調査は、「奄美市子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて、住民の方の子育てに関する生活実態や要望・意見等を把握することを目的に実施しました。

奄美市子ども・子育て支援に関するニーズ調査概要

区 分	就学前児童調査	就学児童調査
調査方法	「就学前児童調査」及び「就学児童調査」は郵送発送、保育園・幼稚園・学校等の事業所による回収を基本とし、一部郵送による回収を行いました。	
調査時期	平成25年11月に実施	
配布数	1,924件	1,209件
回収数	827件	517件
回収率	43.0%	42.8%

（2）奄美市子ども・子育て会議

事業計画の策定過程では、子どもの保護者、幼稚園や保育所及び子育て支援事業に従事している事業関係者、学識経験者からなる「奄美市子ども・子育て会議」を設置し、その会議の中で審議を行い、パブリックコメント（意見公募手続）を経て作成しました。

